

事務連絡
平成28年2月1日

各都道府県障害福祉主管課（室） ご担当者様

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

地域区分の見直しについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害児サービスの地域区分については「厚生労働大臣が定める1単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）において規定されており、「社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分」の考え方を準用しているところであり、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、経過措置期間を設けた上で見直しを行ったところです。

今般、平成26年8月の人事院勧告に伴う「社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分」の見直しが、平成28年4月に完全施行されることを踏まえ、障害児サービスに係る地域区分についても、別紙のとおり見直しを行う予定としております。（注）

つきましては、別紙の内容を御了知の上、速やかに管内市区町村及び関係機関等に周知をお願いするとともに、内容に誤認等がありましたら2月8日（月）までにお知らせください。

（注） 障害者サービスの地域区分については、平成24年度報酬改定における見直しが平成27年4月に完全施行されたことを踏まえ、今回は見直しを行いません。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
評価・基準係 吉元、北村

TEL：03-5253-1111（内線3036）

FAX：03-3591-8914

E-mail：hyouka-kijyun3@mhlw.go.jp

(別紙)

地域区分の見直しについて

障害児の地域区分の見直しについて

<現行（平成 26 年度まで）>

地域割り		8 区分							
上乗せ割合		1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
対象地域	官署所在地	国家公務員の地域手当支給地域							
	官署が所在しない地域等	・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・ 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）							
対象とする市町村の区域の時期		平成 18 年 4 月 1 日							

<見直し後（平成 28 年度以降）>

8 区分							
1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
国家公務員の地域手当支給地域							
・ 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・ 以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）							
平成 28 年 4 月 1 日							

●地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し

[見直し後の1単位単価]

<現行(平成26年度まで)>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円	
	保育所等訪問支援		11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
	障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
		自閉症児の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
盲ろうあ児の場合		盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
併設する施設が主たる施設の場合		11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円		
肢体不自由児の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円		
医療型(含:指定発達支援医療機関)		自閉症児の場合		10円							
	肢体不自由児の場合		10円								
	重症心身障害児の場合		10円								
障害児相談支援		11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		

<平成28年度以降>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円									
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円	
	保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		自閉症児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
盲ろうあ児の場合		盲児	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
併設する施設が主たる施設の場合		11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円		
肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
医療型(含:指定発達支援医療機関)		自閉症児の場合		10円							
	肢体不自由児の場合		10円								
	重症心身障害児の場合		10円								
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		

●現行(平成26年度まで)の地域区分と平成28年度以降の地域区分の比較【官署が所在しない地域】

都道府県	市町村名	現行(26年度まで) 地域区分		28年度以降～ 地域区分	
		地域区分	割合	地域区分	割合
埼玉県	狭山市	6級地	6%	6級地	6%
	蕨市	6級地	6%	6級地	6%
	新座市	6級地	6%	5級地	10%
	富士見市	6級地	6%	5級地	10%
	鶴ヶ島市	4級地	10%	5級地	10%
	ふじみ野市	6級地	6%	5級地	10%
	三芳町	6級地	6%	5級地	10%
千葉県	習志野市	4級地	10%	3級地	15%
	八千代市	4級地	10%	3級地	15%
	四街道市	4級地	10%	5級地	10%
	白井市	6級地	6%	6級地	6%
東京都	昭島市	3級地	12%	4級地	12%
	小金井市	4級地	10%	5級地	10%
	東大和市	5級地	8%	4級地	12%
	東久留米市	3級地	12%	2級地	16%
神奈川県	逗子市	4級地	10%	5級地	10%
	秦野市	6級地	6%	6級地	6%
	伊勢原市	6級地	6%	6級地	6%
	海老名市	3級地	12%	4級地	12%
	座間市	4級地	10%	4級地	12%
	綾瀬市	4級地	10%	4級地	12%
	寒川町	6級地	6%	5級地	10%

都道府県	市町村名	現行(26年度まで) 地域区分		28年度以降～ 地域区分	
		地域区分	割合	地域区分	割合
愛知県	稲沢市	7級地	3%	7級地	3%
	東海市	7級地	3%	7級地	3%
	大府市	6級地	6%	6級地	6%
	知立市	7級地	3%	7級地	3%
	愛西市	7級地	3%	7級地	3%
京都府	長岡京市	7級地	3%	6級地	6%
大阪府	貝塚市	6級地	6%	6級地	6%
	松原市	5級地	8%	5級地	10%
	摂津市	4級地	10%	5級地	10%
	高石市	3級地	12%	4級地	12%
	四條畷市	7級地	3%	7級地	3%
	大阪狭山市	6級地	6%	6級地	6%
	忠岡町	6級地	6%	6級地	6%
兵庫県	川西市	6級地	6%	5級地	10%
奈良県	斑鳩町	7級地	3%	7級地	3%
広島県	府中町	4級地	10%	5級地	10%

※上記以外の市町村の地域区分は「その他」(0%)。